

## 役員及び評議員及び第三者委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人森の宮福祉会(以下「当法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員及び第三者委員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤の役員のうち、理事は理事長並びに常務理事という。
- (3)非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)第三者委員とは、当法人苦情対応規程第8条に定める者をいう。
- (6)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等会議に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として次の通り報酬等を支給するものとする。

- 1 当法人の常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬」に定める通りとする。
- 2 各々の常勤役員の報酬月額は、「常勤役員の報酬」のうちから、評議員会の承認を得て決定するものとする。
- 3 非常勤の理事に対する報酬は、別表1-2(1)「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 各々の監事の報酬月額は、「常勤の役員の報酬」及び「非常勤役員の報酬」を勘案して、評議員会において決定するものとする。
- 5 監事の報酬は、別表1-2(2)「監事の報酬」に定める額とする。

- 6 評議員の報酬は、別表1-2(3)「評議員の報酬」に定める額とする。
- 7 第三者委員の報酬は、別表1-2(4)「第三者委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 当法人は、役員及び評議員及び第三者委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、必要な場合、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は当法人の給与規程の通勤手当支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員及び第三者委員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、当法人の出張旅費規定に準じて出張費として支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表2の定めによるものとする。

(報酬等の支給日)

第7条 役員報酬及び評議員の報酬及び第三者委員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 役員及び評議員及び第三者委員が負担した費用並びに旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月21日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役 職	報 酬 の 月 額 (円)
理事長	300,000
常務理事	200,000

別表1-2 (非常勤役員の報酬)

## (1) 理 事

業務内容	日 額 (円)
理事会等会議への出席	5,000
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000

## (2) 監 事

業務内容	日 額 (円)
監事監査会等会議への出席	5,000
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000

## (3) 評議員

業務内容	日 額 (円)
評議員会等会議への出席	5,000
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000

## (4) 第三者委員

業務内容	日 額 (円)
第三者委員会等会議への出席	5,000
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000

別表2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役 職	月次報酬等合算上限額 (円)
法人本部長	700,000
統括施設長	600,000